

法曹養成制度検討会議のとりまとめに対する会長声明

政府の法曹養成制度検討会議は、本年6月26日に最終とりまとめ（以下「とりまとめ」という。）を行ったが、以下の点について大きな問題がある。

まず、司法修習生の経済的支援については、「貸与制」を前提としているが、その理由は極めて希薄である。逆に、とりまとめに先だって行われたパブリックコメントの募集においては、他の検討項目に比べて格段に多い2421通の意見が寄せられ、その関心の高さがあらためて浮き彫りとなったが、寄せられた意見の大多数は「給費制復活」とのことであり、今回のとりまとめは、国民の意見の無視に他ならない。

また、とりまとめでは、司法修習生の経済的支援について、遠方の修習地への旅費や、司法研修所への入寮に関する配慮などを挙げるが、これらは単なる司法修習生の間での不公平を是正するものであって、経済的支援の名に値しない。

さらに、とりまとめでは、司法修習生の経済的支援の観点で専念義務の緩和を指摘するが、これは、結局、法曹養成に対する国家の責任を放棄するものに他ならない。専念義務の緩和は、すなわち、社会が法曹を育てるという観点を放棄につながり、専念義務を課すことによって質の高い法曹を養成するという理念を根本から転換するものである。法科大学院の予備校化が指摘され、弁護士の就職難、OJT不足が指摘される現在においては、司法修習の果たすべき役割はより大きくなっているといえ、それに反する「専念義務の緩和」は容認できない。

さらに、法曹人口、司法試験合格者数について、とりまとめでは、3000人という数値目標が現実性がないと指摘するものの、代替としての具体的数値目標は示していない。しかし、合格者が2000人前後であっても、ここ数年は一括登録時の弁護士未登録者が数百人に達しており、加えて、昨年4月には総務省が数値目標の見直しを法務省に勧告もしていて、しかも今年の法科大学院の入学者は2698人に過ぎず、3000人という数値目標が現実的でないことは、すでに明らかである。したがって、この段階において、3000人という数値目標が現実性がないというだけで、代替の数値目標を示さないのは、何も提言していないに等しく、無責任とすら感じる。

以上より、司法修習生の経済的支援や法曹人口・司法試験合格者数に関する今回のとりまとめは、極めて問題の大きいものであり、当会はその点について強く反対するとともに、司法修習生に対する給費制の遡及的復活、及び、司法試験合格者数を早急に1000名程度とすることを、あらためて求める。

2013（平成25）年7月1日

佐賀県弁護士会

会長 桑原貴洋